

山梨県公報

第千六百十六号

平成十七年

十一月七日

月 曜 日

目次

告示

救急病院等の認定……………七五三
 生活保護法に基づく医療機関の指定……………七五三
 生活保護法に基づく施設機関の指定……………七五四
 生活保護法に基づく指定医療機関の変更……………七五四
 生活保護法に基づく指定施設機関の変更……………七五五
 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止……………七五五
 生活保護法に基づく指定施設機関の廃止……………七五五
 腐蝕病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定の解除……………七五五
 道路の供用開始……………七五五

公告

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定……………七五六
 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定……………七五六
 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定……………七五七
 国土調査の成果の認証……………七五七
 基本測量の実施……………七五七
 土地区画整理組合の設立認可……………七五七
 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………七五七
 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………七五八
 その他……………七五八
 一般競争入札について……………七五八
 正 誤……………七五九
 平成十七年六月二十三日付け第千五百八十一号中……………七五九

告示

山梨県告示第五百七十四号

救急病院等を定める省令(昭和二十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

平成十七年十一月七日

山梨県知事 山本 栄彦

一 救急診療所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
順聖クリニック	甲府市湯村一丁目五番十九号

二 認定期間

平成十七年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで

山梨県告示第五百七十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

平成十七年十一月七日

山梨県知事 山本 栄彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人宮下医院	富士吉田市大明見二百九十五番地	平成十七年三月一日
山梨市立牧丘病院	山梨市牧丘町窪平三百二番地の二	平成十七年三月二十二日
しんじ歯科医院	笛吹市石和町東高橋二百六十三番地の四	平成十七年三月七日
盛池歯科クリニック	上野原市上野原千六百六十三番地	平成十七年三月二十五日
有限会社赤岡総合薬局 小瀬店	甲府市小瀬町二十八番地の一	平成十七年四月五日
のだ内科クリニック	甲府市富士見一丁目七番三十五号 ヴィラフジミーフ	平成十七年四月一日

許山胃腸医院	甲府市中央一丁目十二番六号	平成十七年四月五日
クスリのサンロード薬局小原西店	山梨市小原西字今田千六十八番地の 一	平成十七年四月二十五日
有限会社ときわ薬局調剤センター	山梨市万力六十五番地	平成十七年四月一日
南部町国民健康保険万沢診療所	南巨摩郡南部町万沢三千四百四番地の 一	平成十七年四月二十日
クスリのサンロード薬局河口湖店	南都留郡富士河口湖町船津六百四十四番地	平成十七年五月九日
株式会社ドラッグストアパワーズ都留店	都留市四日市場字小倉百三十番地	平成十七年五月十二日
富士薬剤センター塩山店	塩山市下於曾千百三十一番地の十 六	平成十七年五月十二日
聖歯科クリニック	甲府市朝気一丁目一番三十五号	平成十六年十二月十八日
OZ歯科口腔外科クリニック	甲府市宮原町千二百六十一番地の二十五	平成十七年五月十日
サンロード調剤	甲府市朝日二丁目十三番九号	平成十七年三月九日
上野原市立病院附属西原診療所	上野原市西原三千九百四十七番地	平成十七年二月十三日
上野原市立病院	上野原市上野原三千百九十五番地	平成十七年二月十三日
米山歯科医院	笛吹市石和町小石和百三十四番地の 一	平成十七年五月二十七日
中島薬局	南アルプス市在家塚千二百番地	平成十七年六月七日
加田クリニック	塩山市下於曾千百三十三番地の二	平成十七年六月十日
塩川調剤薬局	北杜市須玉町藤田七百二十七番地の 一	平成十七年七月一日

山梨県告示第五百七十六号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定により、次のとおり施術機関を指定した。
平成十七年十一月七日

巨摩共立病院	南アルプス市桃園三百四十番地の 一	平成十七年六月十七日
クスリのサンロード薬局竜王店	甲斐市西八幡千八百三十二番地の 一	平成十七年八月二日
望月医院	東山梨郡勝沼町休息千二百番地の 一	平成十七年八月十一日
有限会社中沢薬局八田店	笛吹市石和町八田三百三十番地の 七十五	平成十七年八月二十六日
深澤内科クリニック	甲府市国母五丁目十九番十八号	平成十七年八月九日
峡西中央クリニック	南アルプス市西南湖三十二番地	平成十七年三月一日

山梨県告示第五百七十七号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、指定した医療機関に次のとおり変更があった。
平成十七年十一月七日

石井整骨院	甲府市七沢町五百二十一番地	平成十七年四月一日
-------	---------------	-----------

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第五百七十七号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、指定した医療機関に次のとおり変更があった。
平成十七年十一月七日

名	称	所在地	変更事項
社団法人山梨県看護協会ゆき訪問看護ステーション	変更前	甲府市太田町十番地の 一	所在地

山梨県知事 山本 栄彦

変更後
甲府市幸町十五番地の六南庁舎二号館

山梨県告示第五百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定により、指定した施術機関に次のとおり変更があった。

平成十七年十一月七日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地	変更事項
大澤整骨院	変更前 塩山市上塩後二百三十七番地 変更後 塩山市上於曾千八百二十三番地	所在地

山梨県告示第五百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、指定した次の医療機関は、廃止した。

平成十七年十一月七日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地
医療法人浩央会野村眼科・内科 医院	都留市四日市場八番地の六
牧丘町立牧丘病院	山梨市牧丘町窪平三百二番地の二
のだ内科クリニク	甲府市富士見一丁目七番三十五号
許山胃腸病院	甲府市中央二丁目十二番六号
有限会社ときわ薬局調剤センタ	塩山市上井尻千四百十八番地の四
上野原町立病院附属西原診療所	上野原市西原三千九百四十七番地

上野原町立病院	上野原市上野原三千九十五番地
米山歯科医院	笛吹市石和町小石和百三十四番地の一
健康館サワ長坂店	北杜市長坂町長坂上条二千四百九十三番地の二
有限会社フロイント大門薬局	西八代郡市川三郷町四百四十一番地の二
巨摩公立歯科診療所	南アルプス市桃園三百四十番地の一

山梨県告示第五百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定により、指定した次の施術機関は、廃止した。

平成十七年十一月七日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地
中山整骨院	上野原市上野原千一番地

山梨県告示第五百八十一号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第五十二号）第四条第一項の規定による腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定（平成十七年山梨県告示第五百一号、第五百二号及び第五百二十一号）は、解除する。

平成十七年十一月七日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第五百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年十一月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月七日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	一四〇号	南アルプス市大字東南湖字市川原滝沢川右岸堤防敷地先から南アルプス市大字東南湖字大櫓境二二八〇番地先まで	二四九・〇	平成十七年十一月七日

公 告

● 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定
 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、次の者を指定居宅支援事業者として指定した。

平成十七年十一月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地	事業所の所在地	サービスの種類
有限会社ケアセン ターなごみ	甲府市富士見二丁目 八番一七号	甲府市富士見二丁目 八番一七号	身体障害者居宅介 護
社会福祉法人市川 三郷町社会福祉協 議会	西八代郡市川三郷町 市川大門四一六番地	西八代郡市川三郷町 市川大門四一六番地	身体障害者居宅介 護
社会福祉法人山梨 県手をつなぐ親の 会	南アルプス市有野四 三七〇番地	韮崎市旭町上條南割 三五六一番地一	身体障害者デイサ ービス
社会福祉法人八ヶ 岳名水会	北杜市長坂町小荒間 一〇九五番地七	北杜市白州町大坊七 五八番地	身体障害者短期入 所

● 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、
 次の者を指定居宅支援事業者として指定した。

平成十七年十一月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地	事業所の所在地	サービスの種類
社会福祉法人市川 三郷町社会福祉協 議会	西八代郡市川三郷町 市川大門四一六番地	西八代郡市川三郷町 市川大門四一六番地	知的障害者居宅介 護
社会福祉法人山梨 県手をつなぐ親の 会	南アルプス市有野四 三七〇番地	韮崎市旭町上條南割 三五六一番地一	知的障害者デイサ ービス
社会福祉法人八ヶ 岳名水会	北杜市長坂町小荒間 一〇九五番地七	北杜市白州町大坊七 五八番地	知的障害者短期入 所
社会福祉法人清長 会	甲府市下帯那町三二 一五番地一	甲府市山宮町一四二 八番地三	知的障害者地域生 活援助
社会福祉法人山梨 県手をつなぐ親の 会	南アルプス市有野四 三七〇番地	南アルプス市古市場 二四〇番地	知的障害者地域生 活援助
社会福祉法人ふど この里	甲州市勝沼町小佐手 六三三番地一	笛吹市石和町四日市 場八三七番地五	知的障害者地域生 活援助

● 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、
 次の者を指定居宅支援事業者として指定した。

平成十七年十一月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地	事業所の所在地	サービスの種類
社会福祉法人市川 三郷町社会福祉協 議会	西八代郡市川三郷町 市川大門四一六番地	西八代郡市川三郷町 市川大門四一六番地	児童居宅介護
社会福祉法人八ヶ 岳名水会	北杜市長坂町小荒間 一〇九五番地七	韮崎市六山町六三一 九	児童デイサービス

社会福祉法人深敬園	南巨摩郡身延町身延三六三七番地	南巨摩郡身延町身延三六三七番地	児童デイサービス
社会福祉法人山梨県手をつなぐ親の会	南アルプス市有野四三七〇番地	韮崎市旭町上條南割三五六一番地一	児童デイサービス
社会福祉法人宮前福祉会	甲府市岩窪町三七九番地	甲府市岩窪町六一四番地	児童デイサービス
社会福祉法人八ヶ岳名水会	北杜市長坂町小荒間一〇九五番地七	北杜市白州町大坊七五八番地	児童短期入所
社会福祉法人山梨県手をつなぐ親の会	南アルプス市有野四三七〇番地	韮崎市旭町上條南割三五六一番地一	児童短期入所

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成十七年十一月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 調査を行った者の名称
市川大門町
- 二 調査を行った時期
平成十三年十月一日から平成十四年三月十四日まで
- 三 成果の名称
地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域
市川三郷町大字市川大門、印沢及び山保の一部地区
- 五 認証年月日
平成十七年十月二十四日

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、平成十七年

十月二十五日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成十七年十一月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 作業種類 基本測量（基準点現況調査作業）
- 二 作業期間 平成十七年十一月一日から平成十八年三月十七日まで
- 三 作業地域 塩山市、山梨市、甲府市、韮崎市、笛吹市、甲斐市、南アルプス市、東山梨郡勝沼町、東八代郡中道町、豊富村、中巨摩郡昭和町、玉穂町、田富町及び西八代郡市川三郷町

● 土地区画整理組合の設立認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の設立を認可した。

平成十七年十一月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 組合の名称
富士河口湖町小立土地区画整理組合
- 二 事業施行期間
平成十七年度から平成二十五年度まで
- 三 施行地区
南都留郡富士河口湖町小立字李原、字白木、字皮籠石、字七本桜、字大堀、字出口及び勝山字大豆塚の各一部
- 四 事務所所在地
南都留郡富士河口湖町小立七百四十九番地
- 五 設立認可の年月日
平成十七年十一月七日
- 六 事業年度
毎年四月一日から翌年三月三十一日まで
- 七 公告の方法
事務所の掲示場及び富士河口湖町役場に掲示する。

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成十七年十一月七日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県立中央病院管理局長 中川 洋

一 組合の名称

富士吉田市御伊勢山土地区画整理組合

二 事務所の所在地

富士吉田市下吉田千八百四十二番地 富士吉田市役所内

三 施行地区

富士吉田市小見字御伊勢山、雨坪及び丸の各一部

四 設立認可の年月日

平成二年十二月五日

五 変更後の事業施行期間

平成二年度から平成十七年度まで

六 変更認可の年月日

平成十七年十一月七日

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十七年十一月七日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域に含まれる地域の名称

南都留郡富士河口湖町西湖字根場二七〇六の一部、二七〇七の一部、二七〇八及び二七〇九の一部の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南都留郡富士河口湖町船津千七百番地 富士河口湖町長 小佐野常夫

その他

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十七年十一月七日

一 一般競争入札に付する事項

1 購入物品等の名称及び数量
マルチスライサー 一式

2 購入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限
平成十八年三月二十日

4 納入場所

山梨県甲府市富士見一丁目一番一号 山梨県立中央病院

5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 一般競争入札の参加資格

1 平成十七年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十七年山梨県告示第百九十七号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 この公告に示した物品等を確実に納入できる者であること。

3 薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十九条第一項に基づく医療用具の販売業の届出をしていることを証明した者であること。

4 納入する物品等に係るアフターサービスを山梨県立中央病院管理局長の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇六 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号 山梨県立中央病院管理局総務課調度担当 電話〇五五 二五三 七一一 内線二〇三五

2 入札説明書の交付方法

平成十七年十一月七日から十一月十五日までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで三の1の交付場所において交付する。

3 入札説明会の日時及び場所

正 誤

平成十七年十一月十八日午前十一時 山梨県立中央病院会議室2
入札及び開札の日時及び場所

平成十七年十二月十九日午前十一時 山梨県立中央病院会議室2

5 郵送による入札書の受領期限

平成十七年十二月十六日午後四時

6 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。）第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

この公告に示した物品等を納入できると山梨県立中央病院管理局長が認められた入札者であつて、山梨県財務規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金

免除

3 契約書作成の要否

要

4 その他

詳細は、入札説明書に示す。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured.

Multislice CT 1 Set

2 Date and Time for tender

11:00AM November 19, 2005

3 Bureau in charge

Procurement Section, General Affairs Division, Administrative Bureau,

Yamanashi Prefectural Central Hospital 1-1 Fujimi 1-chome Kofu-shi

Yamanashi-ken 400-8506 Japan TEL 055-253-7111

平成十七年六月二十三日山梨県告示第三百五十三号（保安林の指定の予定）
四百五十六ページ下段十六行目から二十一行目までは次のとおり誤り。
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番